

特記仕様書

業 務 名 令和7年度漫湖公園（古波蔵側）基本計画検討業務委託
履 行 場 所 漫湖公園
履 行 期 間 契約日から令和8年3月31日

(適用)

第1条 本仕様書は那覇市が発注する「令和7年度漫湖公園（古波蔵側）基本計画検討業務委託」に適用する。本業務の履行にあたっては、沖縄県土木建築部制定「土木設計業務等共通仕様書」（令和3年7月適用）及び、本特記仕様書など関係法令等に基づき実施しなければならない。

(作業内容)

第2条 本業務は、『業務内容書』の作業を行うものとする。

(業務の着手と工程表)

第3条 本業務の受注者は契約後、履行期間である着手日に着手届、契約締結後14日以内に業務工程表を提出しなければならない。

(調査職員)

第4条 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。

(管理技術者)

第5条 「管理技術者」とは、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行う者で、受注者は本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。管理技術者は、以下の資格を有する者であること。

技術士（建設部門）または技術士（総合技術監理部門）※1

RCCM（造園）またはRCCM（道路）

1級土木施工管理技士 いずれかの資格を有する者

※1 技術士（総合技術監理部門）については、建設部門を選択科目としたものに限る。

(照査技術者)

第6条 受注者は、本業務における「照査技術者」を定め、発注者に通知するものとする。管理技術者は、以下の資格を有する者であること。

技術士（建設部門）または技術士（総合技術監理部門）※1

RCCM（造園）またはRCCM（道路）

1級土木施工管理技士 いずれかの資格を有する者

※1 技術士（総合技術監理部門）については、建設部門を選択科目としたものに限る。

(担当技術者)

第7条 受注者は、本業務における「担当技術者」を定め、発注者に通知するものとする。なお、担当技術者は管理技術者及び、担当技術者を兼ねることができない。

(打合せ等)

第8条 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- 2 本業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

(業務計画書)

第9条 受注者は契約後 15 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

(関係機関との協議及び調整)

第10条 関係機関との調整及び協議を十分に行うこと。(関係占有者、地域住民その他業務上必要とする関係機関)

- 2 関係機関等との協議や調整の準備、資料作成及び議事録作成を行うこと。

(成果品)

第11条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ア 業務報告書 (A4 ドッチファイル等) 1 部
- イ 業務報告書 (概要版) 1 部
- ウ その他発注者が指示するもの
- エ 上記の電子データ 1 部 (CD-ROM 又は DVD-ROM)

(関連法令等の遵守)

第12条 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(業務の完了)

第13条 本業務の完了は、提出書類(成果品)及び業務管理状況の検査が合格した時を完了とする。

- 2 受注者は前項の検査合格後、成果品に疑義が生じた場合または現地確認が必要な場合は速やかに対処しなければならない。

(修補)

第 14 条 受注者は修補の必要があると認められた場合には、速やかにこれを行わなければならない。

(契約の変更と一時中止)

第 15 条 発注者が必要と認めた場合は業務内容の変更、設計業務等の一時中止を命じることがあるが、その場合、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第 16 条 受注者は作業により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なしにコピー等又は他人に公表、貸与してはならない。

(疑義)

第 17 条 本業務に際して、疑義が生じた場合は発注者、受注者協議のうえ発注者が決定するものとする。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

第 18 条 受注者は、当該業務の施工に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成 23 年 1 月 12 日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 3 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 4 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

第 19 条 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を公園管理課へ提出しなければならない。

- 2 受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1 次及び 2 次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4 受注者はその旨、全ての当該工事関連者に周知しなければならない。